

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特定非営利活動法人の設立の認証申請	
根拠条例等・条項	特定非営利活動促進法第10、12条 堺市特定非営利活動促進法施行条例第2条 堺市特定非営利活動促進法施行細則第2条	
所 管 課	市民生活 部	市民協働 課
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としていること ・営利を目的としないこと ・宗教活動を主たる目的としないこと ・政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としないこと ・特定の公職の候補者、公職者又は政党の推薦・支持・反対を目的としないこと ・社員が10人以上であること ・社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。 ・役員について、理事3人、監事1人以上であること ・役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。 ・役員について以下の欠格事由に該当しないこと <ul style="list-style-type: none"> 成年被後見人、被保佐人 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 特定非営利活動促進法又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く)に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴行行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 暴力団の構成員等 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者 ・それぞれの役員について、配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれないこと ・それぞれの役員とその配偶者及び三親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれないこと ・以下の団体に該当しないものであること <ul style="list-style-type: none"> 暴力団 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体 	
標準処理期間	標準処理期間	60日
	標準処理期間を設定できない理由	